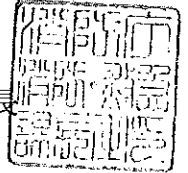


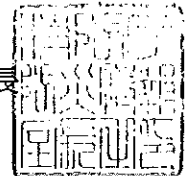
消防消第176号
消防情第155号
平成20年9月16日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長



消防庁防災情報室長



災害通報受信時における適切な対応について

先日、多数の119番通報が寄せられる中で、通報のあった事案を他の事案と混同したため、救助のための出動を行わないという事案が発生しました。

国民の生命を守るという消防機関として最も基本的な責務を十分に果たしていくため、特に下記事項に留意され、災害の対応には万全を尽くすよう、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し周知方を願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 組織的な受信体制を確保し、通報の的確な受理及び事案の的確な把握を行うため、次の事項に留意すること。
 - (1) 119番通報等を受信する場合にあっては、受信している通信員以外の通信員も受信状況を把握するなど、複数の者による確認処理に努め、事案の的確な把握を図ること。

このため、短時間に119番通報等が集中し、又は集中することが予測される場合にあつては、速やかに非常参集等により通信員の確保を図ること。
 - (2) 事案を特定し、事案の異同の判断に資するため、発生場所や発生時刻等の事案を特定できる項目を確実に聴取・記録するとともに、情報の共有化を図ること。

- 2 短時間に119番通報等を集中して受信する場合を想定した訓練・研修を実施すること。
- 3 警察その他の関係機関との連携を強化することにより、これらの関係機関における事案の把握状況や対応状況等についての情報を収集し、適切な対応を図ること。
- 4 携帯電話等からの位置情報通知システムは、通報者の位置の確認及び近隣地域での類似の事案の識別等を行う上で大きな効果が期待できるシステムであることから、早期の導入を検討されたい。

【問い合わせ先】

消防・救急課 佐竹課長補佐、小林係長、塚田事務官

03-5253-7522 (直通)

防災情報室 森田課長補佐、相越事務官

03-5253-7526 (直通)